

1/3

【重要】平成30年10月から住民税非課税世帯の未就学児を対象に乳幼児医療費の窓口無料化が始まります

鹿児島県では、平成30年10月から住民税非課税世帯の未就学児を対象に、現物給付方式が導入されますので、下記事項にご留意のうえ、ご理解とご協力をお願い致します。
なお、本制度導入に関する説明会が下記のとおり開催されますので是非ご参加下さい。

記

1. 対象者：満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの者
※住民税非課税世帯の未就学児に限る。対象者には、市町村から新たに「乳幼児医療給付受給資格者証」が交付されます。(2種類の資格証を保有することになります)
2. 自己負担：なし
3. 対象となる医療費：
保険診療が適用された入院(食事の費用は除く)、通院、調剤、訪問看護
4. 対象医療機関：県内の保険医療機関
5. 開始時期：平成30年10月診療分から
6. 医療機関等窓口での事務：
 - 1) 乳幼児医療給付受給資格者証(月1回の確認で可)と保険証の確認を行います。
※既存の乳幼児医療費助成制度の受給資格者証と様式が類似しておりますのでご注意ください。
 - 2) 診療後は、受診者の自己負担額は窓口では徴収しません。
 - 3) レセプトに公費負担者番号(法別80)を付して、県国民健康保険団体連合会又は社会保険支払診療報酬基金鹿児島支部に一部負担金を請求します。
 - 4) 重要事項
 - ①レセプトコンピュータの改修が必要ですので必ずご確認下さい。
 - ②新制度では併用レセプトを使用するため、これまで乳幼児医療費助成事業において各市町村が県国民健康保険団体連合会を通じて医療機関等に支払われていた報告事務手数料は発生しないことになります。
7. 問い合わせ先：県くらし保健福祉部子ども家庭課(TEL: 099-286-2763)
8. 医療機関等向け説明会の開催日程：

※説明会時間は14:00~15:30 ※7/25は同日2回開催 (※事前申込み不要)

月	日	曜日	会場(開催地)
7	18	水	大隅地域振興局別館2階大会議室(鹿屋市)
	19	木	南九州市コミュニティセンター知覧文化会館(南九州市)
	24	火	北薩地域振興局(川薩保健所)2階大会議室(薩摩川内市)
	25	水	県庁2階講堂(鹿児島市)※①14:00~15:30 ②16:15~17:45
	30	月	奄美会館2階大会議室(奄美市)
8	3	金	熊毛支庁第1会議室(西之表市)
	6	月	姶良・伊佐地域振興局霧島庁舎2階大会議室(霧島市)